

平成26年白老町議会定例会9月会議会議録（第5号）

平成26年9月24日（水曜日）

開 議 午前 10時00分  
散 会 午後 4時05分

---

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第 5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第 6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第12 議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第14 報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書（平成25年度対象）の提出について
- 第15 報告第 8号 平成23年度及び平成24年度白老町財政の健全化判断比率の修正について
- 第16 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
  - 認定第 1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
    - (1) 平成25年度白老町一般会計歳入歳出決算
    - (2) 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
    - (3) 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
    - (4) 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
    - (5) 平成25年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
    - (6) 平成25年度白老町港湾機能施設整備特別会計歳入歳出決算
    - (7) 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算

- (8) 平成25年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第17 発議第2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書
- 第20 承認第1号 議員の派遣承認について
- 第21 意見書案第6号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書(案)
- 第22 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
- 第23 意見書案第8号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書(案)
- 第24 常任委員会所管事務調査の報告について  
(広報広聴常任委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会)
- 第25 政策研究会の中間報告について
- 第26 諸般の報告  
(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)
- 第27 休会について

---

#### ○会議に付した事件

- 第4 議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第4号)
- 第5 議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第6 議案第3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第7 議案第4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第8 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 第11 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第12 議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 報告第6号 例月出納検査の結果報告について
- 第14 報告第7号 教育行政事業執行状況報告書（平成25年度対象）の提出について
- 第15 報告第8号 平成23年度及び平成24年度白老町財政の健全化判断比率の修正について
- 第16 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
- 認定第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1) 平成25年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成25年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成25年度白老町港湾機能施設整備特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成25年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第17 発議第2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書
- 第20 承認第1号 議員の派遣承認について
- 第21 意見書案第6号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）
- 第22 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第23 意見書案第8号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）
- 第24 常任委員会所管事務調査の報告について  
（広報広聴常任委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）
- 第25 政策研究会の中間報告について
- 第26 諸般の報告  
（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）
- 第27 休会について

---

○出席議員（14名）

1番 氏 家 裕 治 君	2番 吉 田 和 子 君
3番 齋 藤 征 信 君	4番 大 淵 紀 夫 君
5番 松 田 謙 吾 君	7番 西 田 祐 子 君
8番 広 地 紀 彰 君	9番 吉 谷 一 孝 君
10番 小 西 秀 延 君	11番 山 田 和 子 君
12番 本 間 広 朗 君	13番 前 田 博 之 君
14番 及 川 保 君	15番 山 本 浩 平 君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

1番 氏 家 裕 治 君	2番 吉 田 和 子 君
3番 齋 藤 征 信 君	

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長	岩 城 達 己 君
総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君
総合行政局企画担当課長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
総務課交通防災担当課長	畑 田 正 明 君
町 民 課 長	南 光 男 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
産 業 経 済 課 長	石 井 和 彦 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
会 計 課 長 ・ 会 計 管 理 者	熊 倉 博 幸 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長	葛 西 吉 孝 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君

消 防 長  
監 査 委 員

中 村 諭 君  
菅 原 道 幸 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
主 幹

岡 村 幸 男 君  
本 間 弘 樹 君

---

### ◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き、議会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。  
議会運営委員会委員長から9月22日及び本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。  
議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので9月22日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は定例会9月会議の運営に関する件であります。

最初に追加議案についてあります。平成23年度及び24年度の白老町財政の健全化判断比率に修正があったとしてこれら報告の修正案について説明がありました。健全化判断比率は法律に基づき議会に報告の上公表されることとなっておりますので、修正があった場合も同様に取り扱う必要があります。

次に審議当日の配付としている議案第11号の人事に係る議案についてであります。白崎副町長から人事案件1件の説明がありました。また議会関係としていぶり中央漁業協同組合から漁業用燃油に係る免税措置に関する意見書の提出の要請を受け提出することといたしました。

これらの議案はいずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。  
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎行政報告について

- 議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成 26 年定例会 9 月会議の最終日にあたり喫緊で報告すべき案件につきまして行政報告を申し上げます。

9 月 10 日から 12 日にかけての大雨についてであります。

初めに 9 月 10 日深夜に大雨警報と土砂災害警報情報が発表され、山間部においては午前 6 時までの間に 1 時間 100 ミリ以上の降雨が 4 回記録されました。町では大雨警報の発表を受け警戒配備体制の中で町内パトロールに当たりましたが、午前 5 時頃から河川の水位が上昇してきたため午前 6 時 30 分に災害対策本部を設置し浸水被害の危険性がある石山地区、竹浦地区の一部に随時避難勧告を発令いたしました。避難先として指定した 3 カ所の避難所には最大 81 人が避難されましたが、午後 7 時には浸水被害の危険性も少なくなったことから全員帰宅されました。

翌日 11 日も大雨警報などは継続されていましたが、午後 12 時 55 分をもって全ての警報が解除されたことから避難勧告を解除するとともに避難所も閉鎖し災害対策本部についても午後 2 時に解散したところであります。

次に 11 日の夜間に再度大雨警報と土砂災害警報情報が発表され、白老で 12 日の深夜から明け方にかけて 1 時間降水量が 10 ミリ以上を継続的に記録したことから午前 7 時に災害対策本部を再設置し、前日までの雨の影響などを考慮した中で土砂災害及び浸水被害の危険性があると判断し午前 8 時 30 分に町内全域に避難勧告を発令したところであります。避難先としては各地区の 6 避難所を指定し最大 39 人が避難されました。このような中で午後 2 時 50 分に大雨警報が解除されたことから午後 3 時 5 分に避難勧告を解除し避難所を閉鎖した後、災害対策本部を解散したところであります。

降り始めからの総降水量は森野で 315 ミリ、白老で 163 ミリを記録しております。今回の大雨による被害状況であります。人的被害の発生はありませんが住家被害として床上浸水 1 棟、床下浸水 4 棟が確認されており、また被害額については現在調査継続中であります。道路被害 11 路線、河川被害 3 河川、農業被害 21 件、商工被害 5 件、水産被害 2 件、衛生被害 2 件が確認されているところであります。

なおこのたび災害復旧の申請に係る測量等の業務については予備費で早急に対応させていただきます。

今回の大雨により被害に遭われた方々に対し心からお見舞い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告は終了いたしました。

---

◎議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算  
(第 4 号)

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。議 1 - 1 でございます。平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 26 年度白老町の一般会計補正予算は次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 8,744 万 8,000 円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 6,251 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 26 年 9 月 5 日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 追加の資料が出ていますのでその説明もあわせてお願いできますでしょうか。資料 1 です。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長(高橋裕明君) 資料 1 といたしましてがんばる地域交付金、地域活性化効果実感臨時交付金事業についてという資料でございます。

この交付金の目的でございますが国のか好循環実現のための経済対策として平成 25 年の国の補正で出されたものでございます。

内容は公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り景気回復がはっきりしていない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施できることができるように地域の活性化を図ることを目的としております。

予算の額ですけれども 24 年度の補正で出されました地域の元気臨時交付金につきましては 1 兆 4,000 億円でしたが、今回の 25 年度の補正では予算総額 870 億円ということでございます。

交付金の算定でございますけれども 25 年度の補正事業として白老町が計上した町営住宅の美蘭団地の外壁改修、それと緑丘小学校の校舎耐震改修事業この 2 事業について交付金の算定の対象となり、その事業のうち白老町の負担分が 1 億 1,328 万 8,000 円これに国の交付率 0.36、財政力指数分 0.26、行革努力加算分 0.1 という内容で交付金が 4,078 万 4,000 円ということがこのがんばる地域交付金の交付限度額となっております。

この交付金を充当できる事業といたしましては国の補助負担割合が法律で規定されていない建設公債の対象となる国庫補助事業、2 番目としまして建設地方債の発行対象となる地方単独事業、3 点目として公共施設の調査・点検、除却に関する地方単独事業ということが交付金を充当できる対象事業であります。

町のこの交付金を充当する事業につきましては緊急性の高い事業を 5 事業選択して充当を行っております。

2 枚目、資料 2-1 にありますが、1 番下の段ですけれども交付限度額 4,078 万 4,000 円に対して、その自己事業に充当したのが 258 万 3,000 円ですので他事業に充当する分 3,820 万 1,000 円これは 3 ページ目に掲載している 5 事業に充当するものであります。

この 3 ページ目の 5 事業につきましては虎杖浜海岸通り舗装補修事業、これにつきましては充当できる対象としての先ほどの 2 番目の建設地方債発行対象地方単独事業ということで、2 番目の旧竹浦中学校校舎改修は 3 点目の公共施設に関するもの。3 番目の旧竹浦中学校校舎改修事業につきましては建設地方債の対象となる地方単独事業。4 番目の旧竹浦中学校の改修事業遊具の整備につきましても建設地方債対象。5 番目の萩野小学校屋内運動場解体事業につきましては国の補助で法律で規定されていない建設公債対象事業とい



うことの5事業でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 訂案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 21ページの上の（3）、旧竹浦中学校校舎改修事業2,100万円程度の予算なのですが、こちらのほうは今どういう状況でこういう事業になったかというのを議会の場で整理しておく必要があるかと思ひまして質問をさせていただきます。

現在白老町では旧竹浦中学校の改修としてこの事業を、全体でいいますと今後の事業費も約9,600万円という形で事業を展開する予定になってございます。

現在町の置かれている状況としましては小学校適正配置計画、これは28年度白老小・緑丘小・社台小で行われる適正配置後、残りの3校菰野小・竹浦小・虎杖小これらの学校が複式学級の状況を見ながら適正配置の進め方を検討していくとしております。

また別な状況、国のほうを見ますと国は学校施設は児童・生徒などの学習生活の場であるとともに非常時、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすとしてその安全性は極めて重要であり耐震化の推進が喫緊の課題としてできるだけ早い時期に完了させるとしております。

また竹浦小学校の状況をいいますと老朽化が著しく音楽室、教材室、旧体育館そちらのほうの崩壊等が進んでいるという今後の対策を急務とする状況にあります。将来総合的にこれらを改修するとなると億単位の金が必要になるというふうに議会でも説明を受けております。

以上のことを踏まえ現状のまま竹浦小を活用すると一体どういう整理が必要になるのかということ一度ここで整理しておく必要があるかと思ひます。

冒頭にいいましたが今町民の中では今後統合するところに億近い金をかけるのはいかがなものかという意見、また竹浦の説明会を聞きに行きますとやはり竹浦には小学校を残してほしいという意見、この問題に関連しましてさまざまな意見が町内で出ているということ認識しておりますので、その点を明確にしたいとご質問させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 竹浦小学校を旧竹浦中学校に移すということで全員協議会でも説明させていただいておりますけれども、その内容といいますか整理ということです。

まず移転の費用の関係で申し上げたいと思ひますけれども、ご説明申し上げたとおり竹浦小学校をそのまま残すとなりますと2億円近いお金がかかるということでございまして、旧竹浦中学校の改修については1億円程度ということでご説明させてもらっていると思うのですが、竹浦小学校をそのまま使うという部分では非常に危険な状態ということは皆さんもご理解していただけたと思うのですが、簡易な改修でもいいのではないかとこの部分もございまして、こちらにつきましては本当に危険な状態が非常に高いという危険改築が必要な音楽室の部分こちらにつきましても8,000万円程度のお金がかかるということで非常に財源も難しいというところがございまして、最終的には旧竹浦中学校の校舎を利用して内部改修は今回は予算に上げました2,600万円程度なのですが、体育館の部分の老朽が著しいのでその部分ではお金がかかるということがございまして。

あと適正配置とか今後の利用の部分での兼ね合いをみますと、旧竹浦中学校の校舎の問題についていろいろ

ると協議を重ねてきた中で最終的にこういう判断になったわけですが、その部分におきましても要するに地域の活性化、適正配置にしてもそうですけれども地域の活性化という部分が子供たちの安全もそうなので、統合は今適正配置計画の中では複式学級の推移を見てからということになってございますけれども、いずれにしても地域の方々の応諾書が必要という部分がございまして、一番は保護者の方は納得したという部分であっても地域の方、特に地域活性化策と同時に適正配置というか統合の問題を進めなければなかなか完全には理解していただけないということで考えております。

今のところ先ほど音楽室の部分 8,200 万円という話をしましたけれども、それに加えてやっぱり耐震化の整備の問題もございまして、この耐震化の整備につきましては当初、大分前になるのですけれども、その段階ではもう 28 年度には耐震化をかけたいということで計画のほうでは考えておまして、だけれどもその耐震化についても先ほどいったように耐震化だけでは足りない部分がありまして 1 億円程度のお金がかかるという部分もございますので、お金の話になりますけれどもそちらの部分についても加味した中で、今回旧竹浦中学校については校舎の部分の耐震とあわせて屋体も含めてこの金額ということになっておりますのでそういうことでご理解いただきたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 10 番、小西秀延議員。

**○10 番（小西秀延君）** 今のご説明を受けまして整理をさせていただきますと、このままでいきますと国の耐震化、国が全ての学校の耐震を完了させたいという意向も踏まえて、このまま竹浦小を使用していく場合には耐震化も含め必ず 2 億円程度の財政的な面がかかってくるという理解でよろしいのかどうか。そしてその財政的な面を踏まえて適正配置はまた別問題と考え、今の児童・生徒の環境を整えるためにやはり早急に手立てを打つべきという判断を教育委員会をしたのかということを確認したいと思っております。

それともう 1 点。耐震診断や遊具等というのは見積りそのままというふうに思っているのですが、移転改修が見積りより 600 万円程度増額になってきているのではないかとこのように思っております。その辺がどのような形になっているのか。また駐車場等は改修費に入っていないのです。その補助制度等がまだ今後探せば見つかる可能性があるのかどうか。その辺をご質問したいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 高尾教育課長。

**○教育課長（高尾利弘君）** 大きく 2 点ほどあったと思うのですけれども、まず竹浦小をそのまま耐震改修かけるといった場合、耐震改修は骨組みだけですので大体 1,000 万円程度。まだ診断もしていないので費用はわからないのですけれどもそういう形の金額になるのですけれども。実際耐震改修する場合、同時に大規模改修しなければ倒れはしないのですけれども壁が落ちてきたりとかというようなことも考えられますので、それらを含めた金額が今回提示させていただいた音楽室の部分の改築も含めまして 2 億円程度ということになるということです。

それと当初皆様にお示しした改修工事の中で 600 万円ほどふえているといった部分でございまして、中身的には FF ストープ、暖房機の部分の計上漏れがあったということで、従来の暖房機については統合のときに使えるものはほかの施設に移転したりしておまして今暖房機がない状態でございます、そのような状況から 600 万円程度上乗せという形になっております。

それと駐車場です。駐車場については今のところ場所的な確保の問題もありまして竹浦のテニスコートのところを利用したいというふうに考えておまして、これについては来年度当初予算で上げたいという思いで

す。今積算の段階では大体 400 万円程度ということでございます。

○議長（山本浩平君） 10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君） 内容は大体理解できました。やはり国が学校施設においては重点施策としてきちんと耐震をして子供たちの安全を確保するという施策それを推進していくのに耐震をして、また一緒に大改修をしなければ子供たちの学習・生活環境が整わないと。整えるとすればやはり 2 億円程度かかると。それであれば現在近隣の地にある旧竹浦中を改修して環境を整えるほうがいいという判断をしたということは理解できました。

600 万円増額になるという件に関しては暖房施設ということで、これも北海道は冬寒いので見積もりが抜けていたのはいかがかと思いますがいたし方ないというふうに理解をいたしました。

駐車場に関しては今後テニスコートのほうを今後の議会に上げていくということでございますが、従来ご説明を受けている中では補助制度が見つかりにくいようなお話もちょっと聞いておりましたので、その辺の努力をして効率的な移転にできるような形を配慮願えればと思っております。

そして何より学校施設ということではございますが子供たちの教育が私は第一だと思っております。移転に絡んでもスムーズな移転になり地域のご理解をいただけるようにしていただければと思っております。

また適配の関係でございますがこれはやはり私も時間がかかっていくという認識ではおります。これから今後その議論を教育委員会でしていくということでございますので、そちらのほうはこの改修事業と絡んでいますが別段になりますけれどもぜひご配慮をしながら将来的な見通しを立てていただければと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今議員からいろいろとご指摘も含めましてありましたことにつきまして、財政的なことについては今課長が申し述べたような内容になっております。結論的にいえば財政的な面でいくと今の竹浦小の部分に耐震それから大改修をかけるよりは、今旧跡地になっていきますと竹浦中学校のほうに改修をかけたほうが財政的には有利かと思っております。

それから適正配置とのかかわりでいけば去年お示しして今 3 小学校が適正配置に進んでいっているわけですが、その大きなところは白老小の損壊の部分だとか、それから社台小学校も複数の複式学級の関係だとかというふうなことであります。それにのっとって適正配置は進めているのですけれども、竹浦小の今後については来年度は複式学級が 2 つになるのです。その後または 28 年から 30 年まではまた元に戻るので。複式の複数化がなされなくなるのです。そういうことで実質的に 9 月の段階では平成 31 年に複数の複式学級がその後続くのではないかという一応の見通しを持っております。そういうことも含めて今後統合のことについては進めていかなければならないのではないかというふうに思っております。

何よりもまずはこの間お示ししましたようにこれまでも職員一丸となって子供たちの安全確保は十分進めてまいりましたけれども、大変校舎の部分の傷みが激しくなっておりますので子供たちの安全確保のために今回こういうような結論を出させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。15 ページの予防接種事業経費のところと 19 ページと 3 点ほど伺いたいと思います。

まず予防接種事業経費なのですがこれは国民健康保険の予防事業の 1 つなのか、私前にこの肺炎球菌、高

齢になると大抵最終的には肺炎にかかって亡くなることが多いということで肺炎球菌の予防接種のお話をしましたら、いろいろな条件的なこと環境のことを考えてまだ実施はできないという答弁だったというふうに記憶しているのですが、今回この事業を 65 歳以上の肺炎予防のための事業として今回計上になりましたけれども詳細についてお知らせ願いたいと思います。

この肺炎球菌の接種は一生涯というか 65 歳以上で 1 回するともうそれ以上はできないというふうにも伺っているのですがその点間違いないかどうか伺いたいと思います。

それから 19 ページの消防費のところちょっと伺いたいと思います。最近日本全国で想定外の災害は起きて、先ほど町長からも報告がありましたけれども気象観測始まって以来とかそういったことがあります。今回も消防団の活動用備品として団員用のトランシーバーの購入というふうになっておりますけれども、1 点伺いたいのですが財政が大変厳しい折、前も防護服、上に着るものが 10 何年たって修繕をしながら使っていてようやく新しいものになったというお話もありましたけれども、本当に今後この消防団の活用、これは消防団ばかりではなくて防災関係にかかわる方々職員も含めてこういった事故災害のときに対策本部を立てて現状を見に行くときに活動用備品として在庫の確認とか必要なものをきちんと確認をされているのかどうかその点 1 点伺いたいと思います。

それとこれは消防にかかわることなのですが評価をしたいと思います。この間の報道の中で住宅用の火災警報器、私もずっと議会で 100% 目指そうといていたのですが、町民の安全と安心のための命を守るものなのでというお話をしていました。白老町は設置率大変よかったのです。90 数%までいていたのですが 100% はなかなか無理ですよというお話をしていたときに、今回新聞に唯一白老町が 100% 達成ということが載っておりました。私はそうなのだということで驚いたと同時に、消防署員、消防団の方、女性消防団の方々が 1 軒 1 軒回りながら啓発啓蒙された結果ではないかということで大いに評価をしたいというふうに思っております。

それで私全世代回ったのかとこのとき思ったのですが、確か 1 カ所以上設置しているところの世帯がどれぐらいあるかという調べをしたはずなのですが、その辺 1 軒 1 軒全部調べたのかどうか。敬意を表してから質問するのはおかしいのですけどその点伺いたいと思います。

それから 3 点目は同じ 19 ページの教育費。今統廃合を含めての竹浦小学校の問題がありましたけれども、私からは今回の文科省で児童生徒が大変少なくなってきたということで公立小中学校の統合を後押しするための 2015 年から予算を設ける、地方自治体の支援を拡充するという方針を出しているのです。2015 年の予算なのですがもう予算を組んでいく時点なので、2 点ほど伺いたいと思います。

まず第 1 点は中学校の統廃合がもう終わっております。1 つは小規模同士の統合に対して教育環境と児童生徒の保護のための教員の増員枠を確保して統合の 1 年前から統合後 5 年まで教員を多く配置するということが国がやるということなのですが、現在もう白翔中学校は統合が終わっています。そういったことを含めそれから 28 年度には小学校 3 校が統合になりますけれども、前の年からということで 28 年から統合になりますから 27 年から配置されるということになると思うのですがその点を押さえられているかどうか。その辺伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず私のほうか肺炎球菌の関係でご説明いたします。肺炎球菌この 10 月 1 日から定期接種化となりまして、今年度平成 26 年度につきましては 27 年 3 月 31 日までに 65 歳、70

歳、75歳、80歳と5歳刻みなのですがその年齢に該当する方を対象とした定期接種が実施されることとなりました。これにつきましては国のほうで定められた年齢ということで当町もそれにならった形で対象者を把握してございまして全体で約1,500名ほどの対象者がいると思われまます。その中でもう既に過去に打った方等もいらっしゃるということもありますので、大体接種率を4割程度で見て今回補正予算として計上をさせていただいております。来年度以降についても27年度から30年度までについては今年度と同じように5歳刻みの年齢にその年度に達する方を対象とした肺炎球菌の接種を行う予定でおります。

あと1度打った方が今後打つ必要がないかということですが、肺炎球菌の血清の種類もたくさんありまして今回国が示しているものについては以前1度打ったものであれば今年度中にその年齢に達していても打つ必要がございませんので、今回打った方については今後打つ必要性がないということになるかと思えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村諭君） それでは質問の消防団の装備品についてお答えいたします。今回の装備品は省電力トランシーバーということで、各分団社台から虎杖浜まで5分圏あるのですがそこに8台ずつ合計40台を装備したいと考えております。これは平成26年度の安全装備品の整備助成事業ということで100%いただけるということで申請しております。過去にはヘルメットにつけるハンドライトだとかハンディ・キャップだとかそれからヘッドライトだとか救命胴衣だとかもこの事業でいただいております。

管理の状況につきましてはこれらの装備品につきましては各分団車庫に配置しております。団員さんの自主管理に任せております。その中で消防職員のほうは定期的に確認を行うということで消防団には消防車両を含めて点検表をわたしておりますのでその点検表の中で確認をさせていただきますまして故障等があれば順次交換修理等を行っております。管理はおおむねきちんとしていただいていると判断しております。

それから住宅火災警報器の関係なのですけれども調査方法です。実は白老町の人口の世帯数から割りますと私どもの今回の国の設置状況調査というものが春の火災予防運動期間中に実施しなさいという国からの通達がありました。それで9,999世帯以下ということで24世帯を基準として係数出ておまして、それを各分団ごと社台から虎杖浜まで6世帯これをランダムに選びまして調査した結果100%ということになりました。ただ議員の質問のとおりそれでは本当に100%かということになりますと、それは間違いなく100%ではないというふうに思っております。今後もう10年たとうとしておりますので電池切れだとか本体に機能低下ということが出てきますので100%ということで喜んではられません。今後それを交換していくということで消防団員それから女性消防団、婦人防火クラブその他さまざまなことで100%達成いたしましたので今後もそのようなこと同じく継続実施したいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） それでは統合に伴う加配の関係でございますけれども、文部科学省の予算要求の関係での統合による加配ということは承知しておりますけれども、まだ具体的に何学級の場合何名だとかそういうものができておりませんので、いずれにしても加配については今後そういうものを適切に活用していきたいということで考えています。

それと白翔中学校につきましても当時そういう制度はなかったのですけれども、ほかのいろいろな加配のチームティーチング（TT）だとか設けるための加配だとかそういう部分のものは活用しておりますので、これまでも話がありましたように習熟度別だとかチームティーチング（TT）というものが学力向上の上で

も非常に必要だというふうに認識しておりますので、そういったいろいろな加配を組み合わせた中でこちらの小学校の統合についても対応していきたいということで考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。予防接種のほうはわかりました。個人負担も確かあったと思うのですが個人負担がお幾らなのか。

それとこれは5歳刻みなのですが10月1日からというともう1週間後だと思うのですが、前に乳がん検診の5歳刻みがありましたけれども、それと同じように個別の券か何かがあって配布をするのかその辺を確認したいと思います。

それと同時に今後やはり予防接種によって医療費の抑制それから重篤化を防ぐためのいろいろな予防接種のあり方が出てきております。代表的なものとして胃がん予防対策としてリスク検診だとかピロリ菌の対策事業。このピロリ菌は胃がんの原因の80%になっているというふうにもいわれておりますけれども、今後そういったことが国から来ないうちは町自治体でやるのはなかなか厳しいかというふうに思うのですがそういったことはどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

消防のほうの件はわかりました。広島では消防署員が亡くなるという事故もありました。本当に町民を守るために皆さんそれぞれ職員は出勤しているのですが、その職員が亡くなってしまうということは本当に大きなことですし命を守るために命を落とすということは本当に大変残念なことだと思いますので、このように補助があつていろいろなものを用意していくということも1つの方法だと思うのですが、ただ私も今回一緒に歩いていて1人で車で来ていたりする職員の姿を見ていて本当にいろいろなものが必要ではないのかと思ったり何かあると便利なのではないかと思ったりして見ていたものですから、災害はいつ起こるかかわからないということですので町側としても点検と必要なものをきちんと用意しておくべきではないかというふうに考えております。

警報器のほうは今いおうと思ったことを消防長がおっしゃいました。きっと落ちているところはあると思えました。ただ10年で消耗品ですのでまたそういったことの点検を含めながら、また唯一100%の町として頑張っていたきたいというふうに思います。答弁は結構です。ありがとうございます。

それと学校のほうの関係なのですが統合前に教員の増員が1名、統合後1年目は3増、2年目は2増、3年から5年で1増というふうになっています。これがその学校の大きさによって変わってくるのかもしれませんがもししっかり確認をしながら、もう小学校はかかわってくると思いますので、ましてや中学校はもう始まっておりますので国の再配置でもらえるのであればいろいろな面で子供たちにとっても大変いいことだと思いますのでぜひ早急に調べてやっていただきたいと思います。

その中でもう1点。小学校の統廃合。竹浦のほうは統廃合ではありませんので、中学校は統廃合によって竹浦は使うようになりましてけれども、竹浦中学校も小学校として使うということで今予算計上されておりますけれども、今後白老の3校が統合後に何かほかに使うという、社台小学校の話も出ていますけれども校舎を改修して活用するための補助金制度もきちんと設けるというふうになっているのです。この中で長寿化を含めた経費の2分の1と、報道ですからちょっとわかりませんがそういったことも載っておりますけれども、社台小学校の今後のあり方も早急にきちんとしていかないとこういったものがあるときに、竹浦中学校の場合は元気基金とかがんばる何だか交付金そういうものを使ってやっていますけれども、国から出るものを活用することでそういう基金を使わないで済むということも出てくると思いますので、今後の計画を

早期に持つべきではないかというに考えますがその点について伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず肺炎球菌の個人負担でございますが個人負担といたしましては1人3,000円を予定しております。

あと個人への通知ということでございますが一応今広報のほうでの周知というのは考えてございます。個人への周知ということになりますと今までが任意接種で受けている方がいらっしゃるということもありますので、個人への周知方法等については内部のほうで検討することにはしておりますので3月までの予定期間の中で接種率等がなかなか進まない状況であれば何らかの形で情報を調べた中で個人通知できるものがあれば個人通知をしていきたいというふうには考えてございます。

3点目の肺炎球菌ではないほかのがん予防等の予防接種等についての問題でございますが、今回こういう定期接種化ということになったものですから予算を組ませていただいたということもあり、今回のこの肺炎球菌につきましては国のほうからは補助金制度ではなく交付税で出るということで聞いております。割合まではちょっとうちのほうでは把握はしていませんがかなり低いのではなからうかと思っておりますが、がん予防等の予防接種とかそういうものについても定期接種化というような形になれば当然しなければならないというふうに思っておりますが、今現段階ではその他のがん予防等の関係は現在のところは任意という形で考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今議員のほうからありました統合に向けてのさまざまな国の施策につきましては、やはり国全体の中で学校の小規模化というのが非常に進んでいるというふうな認識に立ちましてさまざまな方策が今検討されてきております。ただ実際的にそれが予算化をされて具体化されるのかどうかというふうな未知数の部分も多分にあるように今捉えております。先ほど課長も答弁しましたけれども具体的な通知はまだ来ていないのです。それで私たちも統合に向けて町もやっぴいかなければならない大きな課題ですので国の施策を見ながらしっかりとそれにのっとって事業が進められるような形では進めていきたいというふうに思っております。今3小学校の統合に向けて、その後の跡地の活用につきましては十分前の中学校のときの経験も持ち得まして役場の中の企画のほうとも連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。21ページの給食センター費の委託料の学校給食管理システム改修業務委託料についてなのですが、これは在庫管理のシステムということで理解しているのですが、これはシステムである以上数年後に更新があると思いますが、その更新等の経費は今後のライフサイクルコストの中に試算されているのかどうか確認します。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） ただいまのご質問でございますけれども、ライフサイクルコストの部分については見込んでございません。といいますのは現在あるシステムは確か平成5年、6年当時に開発したシステムということで20年間継続して運用を続けてございます。それで来年から新センター稼働に向けてメニューの多様化ですとか、それから在庫管理等々を含めて我々も昨年来いろいろ改修のところで簡易な修正等安価な形でプログラムの構築をできないかということで業者さん

ともいろいろ煮詰めたのですけれども、どうしても 20 年前のシステム状況で今運用しているという段階でなかなか難しいだろうと。それで今回このような予算を上げさせていただいたというところがございますので、今の理屈からいいますと今一旦整理させていただければ向こう数 10 年は簡易なカスタマイズのシステム等の変更はあるかもしれませんが大よその幹の部分では継続して運用していけるというふうにご考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） まず 21 ページのスポーツ団体支援事業経費、それと柔剣道場屋根改修工事事業、それと給食センター運営経費の事務事業委託料の放射線検査ということだったのですけれども、各事業につきましてももう少し詳しい内容を教えていただければと思います。

特にスポーツ団体支援事業経費につきましては今回特にどうのこうのということで質問しているわけではなくて、町内全体としてどういうふうな状況の中でこれだけの補助金が出されていて、今回 34 万円出されて今後どのような形でまた展開されていくのかということ。

それと柔剣道場の屋根の改修事業なのですけど前々から雨漏りしていましたがそこを全面的に今回直すことによってトイレの水回りのところとか全部直るのかその辺もちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） スポーツ団体の支援のほうでございますけれども、今回の補正につきましては新たに 7 団体が全道大会が全国大会に行くようになったということです。今回白老中学校の野球部が全道大会ということと少年野球のほうこちら全道大会です。あと苫小牧の野球チームで白老で所属している子がおりましてそちらが全国大会に出たということがございます。それと白翔中、白老中、白老ジュニアこちらはバトミントンのほうで全道大会に出たということの補正でございます。今回新たに 57 万円ほどが出ておりまして、既に元気ジュニア陸上というところで規制の予算で対応している部分で陸上大会のほうに出ておりまして、そちらは 6 万 7,000 円既に支出済みであったものですから今回差額分を補正させていただいたということでございます。

あと柔剣道場でございますけれども今回の工事につきましてはもともと屋根の部分の防水対策の改修工事ということだったのですけれども、同時に屋上防水の部分の一部、入口側の平面の部分の追加と、あとちょっと東側のほうの外壁のモルタルがひどいということで今回がんばる交付金を充当していただいたということで屋根全体を直すということで、内部トイレについての改修については入っていません。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） ただいま食品検査業務委託料の関係でご質問でございます。これにつきましては放射性物質の検査業務これを委託しているといった内容でございます。さきの震災によります原発事故の関係でどうしても放射線物質の関係で食品関係これが危険があるということで私どものほうでは福島、茨城、栃木、群馬この 4 県の野菜につきまして 23 年来購入を控えてきたといったような状況になってございます。その間国のほうで 24 年度 4 月に暫定基準値から放射能の関係の基準値が新基準値に変わったということ、それを踏まえて国の関係機関とかそれから各都道府県、主要自治体それから私どものような給食センターの施設等々で自前で検査をずっとやってきているといった経緯の中で今のところはもう安全については確保されているといったような状況になっております。その中で私どもは昨年度まで使用を控えてきたわけですけれども今年度から安全が確認されて市場に流通していると



いったことで使用していこうという結論に達しまして、ただその中でも保護者の不安の軽減、安心を確保するためにこの検査をやった上で安心の担保を含みながら今年度から材料については使っていきたいといったような趣旨の検査料ということになっているところでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） スポーツ団体支援事業のほうはわかりましたけれども、これは確か生徒と指導者と補助金は違うのかその辺だけ1つ。

もう1つは放射線検査のほうなのですけれども、今の説明で子供たちの安心ということでされるというのはよくわかりました。ただほかの自治体もやはり同じようなことをされているのか。白老町だけが今回なのか。その辺だけをもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 私もいろいろ調べました。道内では札幌ですとか小樽のように自前で機械を購入しながら調べているところもありますし、中にはその月のうちの何件かだけ調べるところもありますし、それから国の基準で安全が確保されて市場に流通しているので私どもではしませんと、それは千差万別の対応をとっているところでございます。その中でも私たちは実は当初保護者の方からもセンターのほうに電話をいただいているといった事例もありましたのでその辺の安心を確保するためにこれを何とか担保してやっていきたいということで検査をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） スポーツの大会派遣の件でございますけれども子供と指導者との違い。基本的には宿泊料と諸経費の部分では違いはございません。宿泊の場合金額的には道内が4,500円で、道外5,500円、諸経費が道内が600円で道外が800円ということになっております。ただ交通費の部分はうちはほぼ満度に出してございますけれども、こちらについては当然大人の料金と子供料金で違う部分がございまして違いといえそこになるというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時00分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは議案第1号のご質疑を許します。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。5ページの地方債補正がございましてけれども、ここで公共災害復旧事業が30万円ついてます。それで聞きたいのは今回の災害で道路が10数本、河川3本、この種の起債が起きた場合これが全部起債の総額にカウントされてきます。臨時財政対策債もそうですけれども、例えば今回相当の量ですからここで起債が例えば1億円なら1億円出たとすると、そうすると当然起債の枠が膨らみますからプランからいってもそこが膨らんでしまうのです。交付税で措置されたとしても実際には膨らんで、その分を3年間の平均の中でどこかで沈ませなければだめになります。災害が起きた場合はやっぱり矛盾がたくさん出てくるような気がするのです。ここら辺の対応をどういうふう考えているか。

また今回の災害で、もちろんまだ全然わからないかもしれませんが大体どれぐらいの起債で対応されるのか。それは交付税で全額算入されるのかどうか。そこら辺の見通しを聞きたいのです。そうでないとプランそのものがかなり狂ってしまうでしょう。それが普通のところに影響するわけですからその点をちょっとお尋ねしたいということが1点。

もう1点簡単に。13ページの臨時職員の経費があります。体調不良の職員ということなのですが、今体調不良の職員で休んでいる方がどれぐらいいるのか。またその対応をどうされているのか。また精神的な部分で例えば鬱とかそういう精神的な部分でそういうふうになっている人はいるのかどうか。そこは簡単で結構ですが聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問でございますけれどもまず5ページの今回の補正につきましては単独災害ということで先日の地震に対応してのことでございます。少額でございますので補助災害には該当しないということで単独災害。災害でございますので交付税の措置はございますけれども単独災害の場合は40%以下の交付税算入があります。今回のように大規模な災害でただいまきょうの行政報告でもしたとおり、公共補助災害の査定を受けるべき準備をしている最中でございますけれども、今後その補助災害の査定によってどの部分が補助災害、査定された部分で単独災害これがどのぐらいになるかはまだちょっと見当はつきませんが、今後健全化プラン中ではいつもいっているとおり7億円以内、臨時財政対策債を引くと3億円以内ということで、どうしてもこのような大規模な災害の場合は必ず金額的にオーバーしてしまう形になりますが、補助災害の場合は交付税参入が約97、98%とほぼ交付税に見込まれることとなりますので、今回の財政健全化判断比率でもご説明したとおり交付税算入の額がその中に全額入るといって実質公債比率はその分上がっていかないような仕組みになっていますのでそういう中で対応できるもの。ただルールとしては3億円は間違いなく超えるということで一定のルールは超えてしまっても、実質公債比率を計算する中ではね返っていかないという状況がございますから、それでも3億円というその解釈の違いはございます。4億円、5億円となりますからどうなのだというご質問のとおりありますから、その辺はきちんとご説明した中で今後の実質公債比率が上がらない仕組みの中でどうしてもその年度は3億円を超えるという皆さんのご理解がいただければそのような財政運営にしていかなければいけないですし、そこを決してプランどおりやっていないということで変えて修正して持っていくということも1つの方法でございますので、どちらのほうをとるか実際に12月までに補助災害の査定が終わりますので12月議会にはその考え方も示した中で財政運営していきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 13ページ臨時職員経費の関係でございますが、今回の補正につきましては体調不良の職員の代替といいますかそういう形で臨時職員半年分を計上させていただいている内容でございますけど、現在職員の中で病気等によって休職している者は2名おります。その中で精神的なものも存在いたします。そのほかにも現在休職扱いではございませんが定期的に入退院を繰り返すですとかあるいは精神的なものにつきましても通院した中で何度か病院に通いながら現在職務をしているというような状況でございます。

その対応ということでございますが基本的には休んでいるという中で非常に厳しい中、現在いる職員で何とかできないかということでその業務の再度割り振りですとかそういったことをやりますし、その中でもや

はりどうしても残業してでも追いつかないというような場合に限って新たに臨時職員を雇用して当面そこでやりくりをするというようなことをございます。今回入退院を繰り返している職員の対応ということなのですけど、それではあそこに人事異動でほかからということも考えられなくはないのですが、実際のところはそこもきちきちでやっているようなところで年度途中の異動も難しいということで今年度は臨時職員で対応させていただき、また新年度に向けてどういった人事の割りふりにができるのか今年度中に検討してやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 2点目の件についてはわかりました。ただ十分職員の体調のことの管理については2百何十人いるわけですからそういう方がいらっしゃるのはしようがないと思いますけれども十分気をつけていただきたい。特に精神的な部分は今非常に問題になっておりますのでちょっと気をつけてほしいという意味でいいました。

1点目なのですが、それでその3億円の枠を外すというものの1つの考えです。ただ臨時財政対策債は入っているのです。交付税措置100%なのです。ただこれをやってしまうと例えば3億円のものが出たらほかの起債が発行できないような形になるか膨らむかということになります。私が一番心配しているのはこういうところに起債で借りて金を返していくというのが交付税措置されるということは97%から98%あるということがわかったとしても、例えば今回交付税で1億円多かったとそういうものがここで使われてしまうと今度は実際のプランが狂ってくるのです。ですからそこは十分に合意形成をどこで勝ちとるかというのを庁舎内と議会ときちんと合意形成をしながら、いわれたようにプランを見直すのか、それとも見直さないでやるのかこれは財政規律の根本、基本の問題です。なぜかといったら財調と起債というのは今財政問題でいえば一番大切な部分ですのでそこは十分考慮してやる。きちんとした考え方、方針、今後こういうものが出たときはこういう形で対応するというようなものがないと、その時々で対応するとプランが最後に締まる時におかしくなってしまうのです。ですからこころの財政規律はきちんとすべきだと思うのですがそのの見解だけ伺っておきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問でございますけれどもそのとおりで、今回の災害につきまして査定の結果で補助災害を受けられるとなればほぼ一般財源は端数のみの財源で済みますので財源対策債と同じような、あれも4億円はないといひますけどことは4億円超えていまして全額交付税算入になりますから、災害についても同様の考えができます。単独債になると一般財源が出てきますので議員おっしゃるようなプランにも十分影響してくるといひようなことをございますけれども、補助災害が100%取れば一般財源は取らない形で、一方で起債だけが膨らむという形になりますからプランの3億円を超すといひような形にはなっていくますが、その辺の考え方を整理した上で12月議会のほうには提案していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 先ほど臨時職員経費でお答えした中で職員休職2名といひことをご答弁申し上げましたが実際は休職は1名で、もう1名は病気休暇中といひことでもまだ休職扱いにはしてございませんのでそこだけ訂正してお詫び申し上げます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第2号でございます。平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,513万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月5日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第2号は原案のとおりに可決されました。

---

◎議案第 3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第3号でございます。

平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,062万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,445万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成26年9月5日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案のご説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

- 
- ◎議案第 4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - ◎議案第 5号 白老町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の制定について
  - ◎議案第 6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の制定について、議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上3議案を一括議題に供します。

議案第4号、議案第5号、議案第6号の提案の説明を願います。

坂東こども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは議案第4号から説明させていただきます。

議4-1、議案第4号。白老町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

続きましてページをちょっとめくっていただきまして4-25ページです。議案説明いたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法の交付及び就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部が改正されたことに伴い市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準に従いまたは同基準を参酌し、その設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため本条例を制定するものである。

続きまして今度はちょっとさかのぼっていただいて4-23ページです。

附則のところで施行期日の第1条です。この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教

育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

続きまして議案第5号です。5-1。白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

続きまして議案の説明をいたします。ページ数は5-27ページです。白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い同法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、市町村は特定教育・保育施設設置者及び特定地域型保育事業者による当該施設及び事業の運営に際し内閣府令に定める基準に従いまたは道基準を参酌し、その運営に関する基準を条例で定める必要がため本条例を制定するものである。

続きましてちょっと前に戻りますが5-25に附則の中で施行期日が載っています。第4条、5-25の一番上のほうにあります。この条例は法の施行の日から施行することとします。

続きまして議案第6号です。議6-1を見てください。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

続きまして議案説明です。議6-9を見ていただきたいと思います。議6-9、議案説明。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法の公布及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準に従いまたは同基準を参酌し、その設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため本条例を制定するものである。

そしてもう一度戻りまして議6-7の一番下のほうに附則が載っております。施行期日です。この条例は子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君）　ただいま議案第4号、議案第5号、議案第6号の提案の説明が終わりました。

これより議案第4号、5号、6号に対する質疑を許します。質疑がございました方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保健事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町放課後児童の健全育成事業の設備及び運営に関する規定を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。



提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第7号の説明をさせていただきます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

議案説明でございます。次のページをお開き願います。職員の給与に関する条例の一部改正について。町立国民健康保険病院の経営を継続する強い意思を示すとともに病院経営の安定化に資するため医師職について自主削減を実施することとし本条例の一部を改正するものである。なおこの条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 医師について自主削減までいってしまったということは非常に我々議会としても申しわけないと思っております。

それで規則的なことだけ何っておきます。先般もいろいろ議論ありましたが、7%の削減これは給料のみなのか。給与になるのか。給与全般の7%なのか、給料分の7%なのかその辺だけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） これまでの一般職の給与削減と同様月額給料の7%削減ということで提案しております。

申しわけございません、月額給料と合わせて何%の削減になるのかは出しておりませんので今ちょっと計算して後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私も本当に今回常勤医の3名の先生方には申しわけないことをしたと思っております。ただなぜ今回常勤医の3名の先生だけになったのか。ほかにもいらっしゃると思うのです。嘱託とかそういう方々だけではなく常勤医になった説明だけ伺えればと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の削減につきましてはこれまでの一般職それから特別職もそうなのですが、一般職もあくまでも正規職員のみということでそれ以外の嘱託職員それから臨時職員については給与等の削減は行っていないということで、今回も医師職という中でもあくまでも常勤の医師のみということでやらせていただいております。

また嘱託の医師については毎年4月からこういった勤務日程といいますか、週の中でどのぐらいですとか午前・午後だとかというようなものも含めて給与を定めて4月から一応1年ということで働いていただいておりますので、そういうことから年度途中での削減ということは当初から考えてございせんでした。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今の説明で大体わかりました。今聞きたかったのは役場職員の再任用の方々の、極端なことってしまつたらかなりその辺も含めて再任用の金額を決めた経過もあったものですから今回そのようなことも参考にされなかったのか、その辺をお聞きしてみたかったです。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時00分

---

再 開 午後 2時01分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申しわけございません。再任用職員も嘱託職員ではございませんのであくまでも正規職員の1つの職種ということで捉えております。なおかつ再任用職員は当初からも削減ということではありませんので、あくまでも医師職については今回は正規の職員のみということでやっております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは先ほどの前田議員の質問の説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申しわけございません。先ほど月額給与7%ということで、月額給料を合わせますと5.35%の削減ということになります。以上です。

---

◎議案第 8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第8号でございます。白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は26年10月1日から施行する。

続きまして2ページをお開きください。議案説明でございます。母子及び寡婦福祉法の一部改正されたことに伴い本町が実施している重度障害者及びひとり親家庭等医療費の助成事業におけるひとり親の定義において同法を引用している条項について所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは説明いたします。議案第9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

附則、この条例は平成26年10月1日から施行する。

次のページの議案説明であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い町外住宅の入居者資格要件に関する規定において、同法を引用している条項について所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第10号でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成26年9月5日提出。白老町長。

次のページ、議案説明でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。平成27年4月1日付けで根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第 11 号です。きょうお配りの議案でございます。

白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。

平成 26 年 9 月 24 日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町大町 3 丁目 7 番 3 号、氏名、熊谷貴洋、生年月日、昭和 44 年 7 月 12 日生まれの 45 歳です。履歴は別紙のとおりということで 2 ページをお開き願います。履歴調書でございますが学歴は朗読省略いたします。職歴の中で平成 18 年 4 月から株式会社熊谷商店の取締役ということで現在に至っております。次に民間団体歴でございますけれども平成 21 年 4 月から白老小学校の P T A 会長、そして白老町 P T A 連合会会長、それと胆振東部 P T A 連合会幹事を就任されましてこの 26 年 3 月まで活動されました。あわせて 23 年 6 月から白老町商工会の商業部会幹事、25 年 4 月から一般社団法人白老観光協会理事、26 年 4 月から白老町青少年育成町民の会副会長ということでこれは現在も活動しております。

次に 3 ページ、議案説明です。白老町教育委員会委員として熊谷貴洋氏を選任したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めます。

なお補足ですが本件については現在教育委員そして委員長でございます石田信雄教育委員が 9 月 30 日をもって任期満了ということになりますので、その後任として新たに選任をお願いするものでございます。

それと 1 点だけ直接議案とは関係がございませんが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。その中に教育委員の関係の改正もございましてその分を若干補足説明させていただきます。今いわれるとおり来年の 4 月 1 日から新教育長というようなことで、現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長ということになりますけれども、その取り扱いについて次

のとおり規定されておりますのでちょっと朗読させていただきます。平成 27 年 4 月 1 月において残任中の教育長についてはその教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育長として在籍するものとし徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は従来どおり教育長と非常勤の委員長が併存することになるということが 1 つです。それと委員長については教育長の任期が満了した時点または退任した時点で委員長としては失職しますが委員としての任期が残っている間は引き続き委員として在職することになるという取り扱いになっております。それで本町の実務的な取り扱いでございますけれども、現教育長につきましては平成 27 年 12 月 4 日まで任期がありますので、それまでの間は現行制度の教育長として在職すると。したがって教育委員長もその間在職することになるということでございます。なお新教育長ということになるとその任期後になりますけれども、新しい制度としては新教育長は任期が 3 年ということになります。後段の今の説明については本議案と直接関係はございませんけれども、教育制度の法改正という部分について追加説明させていただきました。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 　　ただいま提案理由の説明が終わりました。

　　これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　　質疑なしと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　討論を省略し採決いたします。

　　議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 　　全員賛成。

　　よって議案第 11 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎報告第 6 号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 　　日程第 13、報告第 6 号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

　　地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を同条第 3 項の規定により監査委員から報告がありました。

　　議案の朗読は省略いたします。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　　質疑がないようですので報告第 6 号はこれをもって報告済みといたします。

---

### ◎報告第 7 号 教育行政事業執行状況報告書 （平成 25 年度対象）の提出について

○議長（山本浩平君） 　　日程第 14、報告第 7 号 教育行政事業執行状況報告書（平成 25 年度対象）の提出についてを議題に供します。

　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは報告第7号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎報告第 8号 平成23年度及び平成24年度白老町財政の健全化判断比率の修正について

○議長（山本浩平君） 日程第15号、報告第8号 平成23年度及び平成24年度白老町財政の健全化判断比率の修正についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第8号でございます。

平成23年度及び平成24年度白老町財政の健全化判断比率の修正について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成23年度及び24年度白老町財政の健全化判断比率に係る実質公債比率及び将来負担比率について別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成23年度実質公債比率、修正前19.1、修正後18.9。将来負担比率、修正前219.0、修正後219.9。平成24年度実質公債比率、修正前が20.8、修正後20.5。将来負担比率、修正前197.7、修正後215.9。

平成26年9月22日提出。白老町長。

一番最後のページをお開きください。今回の平成23年度、24年度白老町財政健全化比率の修正に至った経緯でございます。要因としましては今回の25年度決算事務を行っている上で下水道会計に係る長期債地方元利償還金及び当該償還金に係る準元利償還金の取り扱いについて本来控除すべき資本費平準化債及び特別措置分を誤って参入したことにより数値を修正いたしました。

用語の解説についてはここに四角で困っているとおり、ただいま申し上げた準元利償還金というのは一般会計から公営企業会計に繰り出すための経費、繰出金といわれているものでございます。

資本費平準化債は地方の償還期間と下水処理施設の減価償却が乖離することによって生じる資金不足としての発行可能な地方債でございます。

特別措置分というのは平成17年までに発行された下水道事業債の元利償還金の一部に充当するために発行された地方債でございます。

健全化判断比率の影響でございます。まず(1)として実質公債比率、ただいま申し上げたとおり実質公債比率の今回の修正につきましては一般会計から特別会計、下水道会計に繰り出す準元利償還金がただいま説明のとおり資本費平準化債と特別措置分の起債が除かれるということに、これは決算事務を行っている際北海道に確認をとり修正を行った結果、25年度はそういう決算事務の中で判明しましたので修正はございませんが、過去2年分について修正を生じたものでございます。

ただいま議案の説明をしたとおり23年度が18.9、0.2ポイント下がっております。24年度は20.5で0.3ポイント下がっております。ただいま説明したイメージ図でございますが当初今まで算定したものは準元利償還金の中に真ん中ほどにございます四角で平準化債と特別措置分の起債を含めて計算したということで、これは道からの指摘もございましてこの分は借金に当たらない、準公債費に当たらないというような判断のもとにこの分が差し引かれますので一般会計が負担するという準元利償還金が減るということで実質公債比率が減少したものでございます。

続いて将来負担比率でございます。これについても実質公債比率と同様に下水道会計に元利償還金に占める準元利償還金の割合が上昇し、将来的に普通会計の負担がふえるというような見込みのもとで比率が上昇しています。これは今の考え方とは逆で下のイメージ図を見ていただきたいと思います。今までの算定では準元利償還金の中に先ほどいった資本費平準化債と特別措置分の起債がございましたので一般会計としては負担は約 50%程度でしたがその分が該当しないということで、真ん中のイメージ図で平準化債と特別措置分は逆になくなることによって一般会計の水道会計に出す負担が下水道会計側では負担はふえる、下水道会計の元利償還金はふえるという形になりますので将来負担比率は割合的に 50%の以前の間違っていた計算が 70%ということで負担が逆にふえるということで実質公債比率が今回のようにふえていくということでございます。

23 年度が 219.9 と今までお示していた数値よりも 0.9 ポイントふえます。また 24 年度は 215.9 ということで 18.2%ふえるということでございますが、本年度については 190.3 になっておりますので相当下がる状況でございます。この 2 カ年を修正することによって先日新財政改革プログラム進捗状況のご説明をさせていただきましたが、きょうお配りしましたが 10 ページ実質公債比率と将来負担比率の 24 年度の欄がただいま申し上げた比率がが変わることによって実質公債比率の説明の中で 0.8 ポイント昨年から伸びますというのが今の訂正をすることによって 1.1 ポイントの増に変わっていくというような説明の訂正と、将来負担比率では 7.4 ポイントの減になりますということが記載されておりましたが、今回の訂正により 25.6 ポイントさらに下がる。将来負担比率が上がったことによって今回の比率が下がりますので大幅に将来負担比率については下がってくるというようなことで、この 10 ページの裏の表を訂正をさせていただくことになりました。今回のこのようなことについては私どもの人為的なミスでございますので、今後このようなことがないように担当職員一同、今後担当課とも連携をとりながらこのような事態にならないように努力してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは報告第 8 号はこれをもって報告済みといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2 時 2 5 分

---

再 開 午後 2 時 3 5 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（山本浩平君） 日程第 16、認定第 1 号 平成 25 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 平成 25 年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第 3 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第 1 号 平成 25 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第 2 号 平成 25 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第 3 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上



6 議案を一括議題に供します。

本件については9月17日に決算審査特別委員会に審査委託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会、小西秀延委員長。

[決算審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（小西秀延君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

- (1) 認定第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
- (2) 認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定について。
- (3) 認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
- (4) 報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
- (5) 報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (6) 報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

て。

2、審査の経過。

平成26年9月9日再開の白老町議会定例会9月会議において本委員会に付託されたので9月18日、19日及び22日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

- (1) 認定第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

- ①、平成25年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- ②、平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ③、平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- ④、平成25年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑤、平成25年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。
- ⑥、平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑦、平成25年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑧、平成25年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑨、平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑩、平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも認定すべきものと決定。

- (2) 認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定について、認定すべきものと決定。

(3) 認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業特別事業会計決算認定について、認定すべきものと決定。

- (4) 報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告済み

とすべきものと決定。

(5) 報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきものと決定。

(6) 報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきものと決定。以上。

○議長(山本浩平君) ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何か質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

次に議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りをいたします。

既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので討論を省略し直ちに議案ごとの採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

認定第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(山本浩平君) 賛成11、反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、賛成多数により認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告どおり決定いたしました。

次に報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は一括して委員長報告のとおり決定をいたしました。

---

◎発議第 2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第17、発議第2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第2号 平成26年9月24日、白老町議会議長、山本浩平様。議会運営委員長、大淵紀夫。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出をいたします。

発議2-2をお開きください。白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第7条に次の1号を加える。第4号、定住自立圏形成協定の締結変更及び廃止。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に2-3、議案説明であります。東胆振広域圏振興協議会（東胆振1市4町）において定住自立圏形成を推進しており、本年7月苫小牧市が定住自立圏中心市宣言を行いました。今後本町では苫小牧市との定住自立圏形成協定の締結を進める予定であり、同協定の締結、変更及び廃止については国の定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）により議会の議決を経て行うこととされています。このことから同協定の締結変更及び廃止について地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件とするため本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。第4号として定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を加えるものであります。

以上よろしくご審議いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 2 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 18、発議第 3 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案理由の説明を求めます。

前田博之議員。

[13 番 前田博之君登壇]

○13 番（前田博之君） 発議第 3 号、平成 26 年 9 月 1 日、白老町議会議長、山本浩平様。提出者、賛成者は記載のとおりであります。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法の第 112 条及び白老町議会会議規則第 8 条第 2 項の規定により提出します。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第 1 条中 15 人を 13 人に改める。

附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

次に議案説明であります。地方公共団体の議会の定数については地方自治法で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めることとされていた。しかし平成 23 年の地方自治法の一部改正により地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として議員定数の法定上限が撤廃され、それぞれの自治体のみずからの責任で定めることになった。議員定数について適正とされる根拠や基準がない中で白老町の人口が将来的にも減少傾向にある状況を鑑み削減はやむを得ず、議員定数は人口当たりの人員数を基本として定めるべきである。財政再生（赤字）団体に転落しかねない極めて深刻な状況になったことから平成 20 年 3 月に「新財政改革プログラム」を策定し健全化に取り組んでいたにもかかわらず、まちの経営は破綻寸前という危機的な財政状況に再び陥り、再度「財政健全化プラン」を策定せざるを得なくなり重要政策課題を抱えたまま引き続き町民に大きな負担を強いることになった。財政危機等を招いた要因は二元代表制を健全に機能させることができず町民の負託に応えられなかった議会にも責任があり、行政改革・財政健全化を行政側に求める立場としてその姿勢を見せるべきであり、これらの観点からも議員定数を削減すべきである。議会は住民代表機能、情報開示・審議機能、政策提案・意思決定機能、執行機関に対する監視機能という大きな権限と重要な責務を担っている。議員定数の削減により責務遂行の妨げにならないよう各議員がまち全体の代表者としての自覚を持ち、その資質向上に努めるとともに議会は常に「住民のための議会」という原点に立ち、さらなる自己改革に努力し積極的に議論・討議の場をつくり効果的な議会運営を行うことで議会機能を低下させることなくその責務が十分果たせるものと考えられる。以上のことから現状の議員定数から 2 名削減し同定数を「13 名」とするため本条例の一部を改正するものであります。

白老町議会会議条例新旧対照表は記載のとおりであります。

よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 3番、斎藤でございます。提案者に対しまして基本的な考え方だけお伺いしておきたいというふうに思うのです。今文章を読ませていただきました。決して文字づらの揚げ足を取るつもりは全くございませんが、ずっと読んでいまして二元代表制を健全に運営をさせるためという言葉がございます。また後ろのほうに議会機能を低下させることもなく運営したいと、その責任を果たしたいと述べております。ということからいいますと常任委員会で論議をするということはものすごく大事なことだと私は考えておるのですが、みんなで議員が論議をする場、人数が少なくなるとかなり厳しくなるということは前からいわれていることなのですが常任委員会の数だとか人数をどのように押さえられているのか。前に小さなところの視察もやったというふうに聞いておりますけれども、そういう基本的な部分もどういうふうに押さえられるのかということです。

それからもう1つは住民のための議会というこの原点については私もいうことはないのですが、住民のための議会の原点ということになると住民の声をいかに吸い上げて、それをいかに反映させるかというところが一番の大きな問題なのですけれども、その声を聞くというものを人数を減らすということになるとそこに矛盾が出てこないかというふうに考えるのです。ですからそのあたりをどういうふうに考えているのかまずその部分だけ聞いておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 本来はこの前段の人口当たりの根拠についてかと思いましたが常任委員会の数ということでありまして。白老町の議会の運営はどちらかというと本会議中心だと私は思います。少ない議員の数ではできるだけ本会議で審査することが望ましいとされております。一方で委員会中心主義をとるという意見もあります。今の質問もそうでしょう。しかし地方議会は全体主義と折衷型で運営されています。これは事実であります。だから白老町議会も折衷型で運営されてきているのかと私は思います。そこで議会に求められる機能を高めていこうとするのであれば議会運営委員会も必要でしょう。人数減らせば私は本会議主義になるとは思いますけど。だけど今の議会の成果等々私は否定しません。そこで議会に求められている機能を高めていこうとするのであれば今いったように委員会の運営も必要でしょう。そこで活発に議論、討議できる委員の人数については意見の分かれるところでありまして。私たちは2つの常任委員会として1委員会を6人として、それに議長をプラスした13人の構成が妥当だと考えています。ということは議員定数13人、イコール2常任委員会、掛ける6人、プラス議長という考えであります。

それと住民の声。本来議会は住民参加があつてこそ議会だと思えますし、住民の声を反映させるこれは当然のことです。これについてはどういう形であれ現行制度の充実をまず図っていくこと。今まで私もここに来て23年に1名減したときかなりの議論をしてきました。しかし全てとはいいませんけれども本当に改善されてきたのでしょうか。それが今のまた議員定数を削減するという声には私は聞こえていると思えます。ですからこの住民の声は人数が多いかどうか云々ではなくて、私がいったように委員会が活動できる委員数は今いいました。その上でまず議会に求められる機能というのがあると思うのです。それは白老町の

自治基本条例によって議会運営条項を実践すれば一人一人が十分な意見が聞けるのです。

それともう1つは執行機関と切磋琢磨していく、そして住民参加をする議会にする、そして議員同士が討論する、これをちゃんと守れば多くの人数の議員がいるかどうかということは別にして、今まで1人の議員、2人の議員が減った分、我々がまちに出て町民の意見を聞く行動を起こせばいいと思います。ある会の人はこちらと議会報告もやっていますし議会後の便りも出しています。私もそうやっています。そういう部分で一人一人がそうやって活動すれば仮に1人、2人減ってもその分は十二分に補えると私は思っています。そういうことで、住民の声の原点それは私が今いったことを十分にやっていけばできるかと思っています。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） あと1点だけお伺いしておきますけれども、文章の中に財政危機を招いた要因は云々と書いてあります。議会にも責任がありそのために議員定数を削減するべきであるというふうな文章が書いてあるのですが、私たちもこの議論をやってきた手前広い意味での責任というのは感じなければならぬし、そうだと思います。ただ今までの議会をずっと見てきまして、その都度の議会の中で議員が理事者に対してこうではないか、これは無理ではないかというようなことも追求してきた事実もたくさんございます。ただ執行機関でないわけですからどうしようもないわけですが。財政危機の起きた、それがどうにもならなかった、これは議会としての組織の仕組み、やり方の問題ではないのか。その部分で改善しなければならぬものというのは多々あるかと思えますけれども、これは定数の問題ではないだろうと。そこに矛盾があるのではないかという気がするのですがその辺の見解をどういうふうに捉えているのかをお願いします。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず議決の案件に人数は必要ないのではないかというけど、これまでも私もこの発議の中でいっていますけれども、議員がどれだけ議論に参加し討議したか、あるいは行政側と是非あるいはチェック機関をどれだけ高めて、賛成する反対するは別です、そういう中で本当にそれぞれの出された議案あるいは事前の勉強によってどれだけ議論されたかということは私はないと思います。そうしたらなぜこういう財政を招いたか。それについては私議会の責務と定数削減の関連性については十分あると思えます。議会の大きな責任は財政再生団体になることを回避するためということで一所懸命議論しました。しかし平成20年3月に新財政改革プランを策定して財政再建スタートさせたのです。28年まで。しかし2年ほどして普通のまちに戻ったといったのです。そのときにもまた23年3月にプログラムを見直しているのです。しかしこの影響もあって財政赤字に陥って26年3月にまた二度目の財政健全化プランを策定した。それではこの間いい意味で議会が予算の修正あるいは決算をどうするそういうのは与えられた権限がありながら、それは議員一人一人の個々の活動だからやむを得ないけれども、それでは議会として合議制の中でそれに対して議員が何をしなければいけないという部分があったでしょうか。私はそういう与えられた権限を使えばおのずと町民も理解するし、町側だって緊張感を持って、私たちも予算修正出していますけどもう少し応えてもらえたと思います。そういうことのない中でどうなのでしょう。そして町民に大きな負担と行政サービスによる町民の暮らしに多大な影響を与えている責任は非常に重いと思います。先般いいましたけれども超過負担額幾らでしたか。そういう部分からいくと議員一人一人がその責任を感じるべきではないかということだと思っています。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんでしょうか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。私も前田議員のこの発議に共鳴をして賛成をしております。この発議をこの場で両方でいい合ってもみんないいことはたくさんあるから、おそらく付託になって後からきちんとした全員協議会か何かの中で徹底した議論にはなると思うのです。私の賛成した立場で申し上げますと、今前田議員がいわれたとおりなのです。私はほぼそのとおりだと思っております。先ほど斎藤議員からいろいろありましたけれども、やっぱり議員にも責任があるという部分なのですが、議員にも責任があるといっているのは行政側です。戸田町長も議員の責任があるといっていました。議員で議決、最高機関で決められたものは議員の責任なのだという言葉を使われております。そのとおりだと思うのですが私はそのときに行政が出す議案というのはほぼ議会が賛成してくれるだろうとこういうもとに出しているのだと私はいったことがあるのです。たくさんいいことあるのですが大事なことは町民のアンケート調査ありましたよね、この町民のアンケート調査を全世帯に配布して戻ったのは確か670何通。その中の約60%近い町民の方々が今の議会の定数を削減すべきだと。私もこのたび町民20名ほど集めてそのことに議論をしました。20名集まった20名全てが議員定数を削減すべきだという議論がありました。財政がこれだけ19年から厳しい、しかしながら議員報酬というのは削減していないのです。厳しいのだけれどもずっと19年から。その間に議員定数1名を減らして、そして議員定数1名の報酬を減額したという形で町民に理解してもらうのだというようなことで私はきたと思うし、それから不幸にも前回の改選期も1名死亡しました。その次の今回の改選期もまたなっている。1名亡くなるたびに1名減では町民が納得するのか。私は議員が死亡したから減らすような議論にはならないと。やはりきちんと議論をして町民がきちんと納得できるような議員定数しなければならぬ。先ほど前田議員は人口の数でいろいろ勉強した中で議員の定数を人口の割合、人口定数の中で決めるというお話もありました。この人口定数を決める根拠の何もないわけなのですが私はそれも1つの根拠だということで共鳴をして賛成をしました。

それから議員報酬審議会この方々も議員報酬は現行のままでいいという答申が出ております。私がこの財政の厳しい中議員報酬をそのままにするのであれば少なくとも町民に議員定数を下げてきちんとした議論をして町民に示すべきだとそういう考え方で私は賛成したと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 松田議員、今のは質疑というよりも斎藤議員の質疑に対しての発議者にプラスしたものです。ほかに質疑ございますか。

11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。議会懇談会において町民からの意見、要望として定数・報酬のことがありましたので現在議会運営委員会において協議中であることは発議者の方もご存じだと思います。無党派の方たちにも議会運営委員会としては出席のご案内をしておりますし、全員協議会を開催することを予定しております。この件に関しては議論の場が設けられることが予定されておりましたのに発議という選択をされた理由を教えてくださいませんか。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 山田議員も議会運営委員会の委員としてそれを理解して質問されていると思います。議会運営委員会によると無党派はまず委員長長の許可をもらって発言し参考意見です。そして最終的にそれが合議制ですから全員の合意も勝ち得るでしょう。ものによっては採決にもなります。しかしその採決に私たちは加わりません。そういうことで公の場で私たちが主張できるのはどこまで。そうすれば1つの発議という形の中で公の場で皆さんの意見を聞き、一人一人の議員の意見がどういうものを持っているのか、

仮に定数はこうだとそういうことを、議員協議会も今はある程度公になっていますけど、そういう中で大いに一人一人が自分の政治信条に基づいてそういうことを大いに議論すべきだと思って、議会運営委員会では確かに委員外議員と案内きていますけれどもあくまでも委員外議員ですから。今いった前段の中で私が参加したものだって、例え共鳴受ける、町民に賛同を得られるものでも最終的にはやはり参考意見になるのです。その部分については議運の委員長もいますけどいろいろな意見もあると思います。それは承知です。そのことについてここで議論しようとは思いませんけど、ただ私たちはそういうことでこういう場に発議をしたということでありませぬ。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めませぬ。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本発議第3号については現在議会運営委員会において調査を行っているものであります。このことから会議規則第33条第1項の規定に基づき議会運営委員会に付託の上休会中の継続審査とすることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めませぬ。

よって、発議第3号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定については議会運営委員会へ付託の上休会中の継続審査とすることに決定をいたしました。審査方よろしくお願ひいたします。

---

### ◎陳情第 1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第19、陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については会議規則第76条第1項の規定に基づき議会運営委員会に付託の上休会中の審査とすることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めませぬ。

よって、陳情第1号 白老町議会議員定数の削減に関する陳情書は議会運営委員会へ付託の上休会中の審査とすることに決定をいたしました。審査方よろしくお願ひいたします。

---

### ◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第20、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり定期総会、研修会等が予定されております。承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思ひます。

なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願ひたいと思ひますがこれにご異議ありませぬか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎意見書案第 6号 電力料金再値上げの撤回を求め  
る意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 21、意見書案第 6号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書案を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第 6号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）。

表記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出します。

電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）

北海道電力は 7 月 31 日に電気料金値上げの認可を国に申請した今回の値上げ案は国の認可が必要な家庭向けの平均が 17.03%、国の認可が不必要な企業向けの平均が 22.61%でどちらも昨年 6 月の値上げの 2 倍を超える大幅なものである。標準的家庭では 1 カ月 1,069 円、14.78%上がって月学 8,302 円となる。家庭向けも企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかである。今回の再値上げに関しては節電はもう限界もつと経営努力を示してほしいと道民はもとより経済界、道内自治体からも厳しい批判の声が上がっている。北電は値上げの理由を泊原発の再稼働の遅れ、電力供給の 8 割を依存する火力発電の燃料費が急増したためとしている。今回の再値上げ案の発表前に国からは一層の経営努力による経営圧縮を求める要請があったと報道されている。しかし北電は求められたような経営努力を行わず社長ら重役陣の人権費も削減せずにもっぱら道民に負担増を押しつける内容である。多くの道民の声に応えた安全な再生可能な自然エネルギー活用に向けて転換を図るべきである。よって北電が電力料金の再値上げ、認可申請を撤回することを求めること、国や道が認可申請に対して厳しい態度で臨み認可しないことを求めるものである。以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出者は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 6 号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 22、意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。3 番、斎藤征信議員。

[3 番 斎藤征信君登壇]

○3 番（斎藤征信君） 意見書案第 7 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の林業・木材産業は山村地域を支える基幹産業として発展し雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし山村では人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり近い将来集落はもとより自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。一方、地球温暖化の深刻な地球環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林木材に対して大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存が高まっており森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。国はこうした現状を踏まえ平成 21 年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10 年後の木材自給率を 50%以上とする目標を掲げ豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築するとした。このような中、道では平成 21 年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入さらには木材加工流通施設、木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など森林資源の環境利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果トドマツやカラマツなど人工林を主体とする森林の整備や森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の 2 倍以上の約 6 割に達している。

今後人工林資源が本格的な利用期を迎える中こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに森林資源の環境利用による林業・木材産業成長産業化を実現するための施策の充実強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、森林整備加速化・林業再生基金の継続またはこれに各かかわる恒久的な支援制度を創設するなど林業関連施策の充実強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールであるけ森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5%分を最大限確保するため地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収減対策を追加するなどして森林整備の推進のための安定的な財源を確保すること。

以上の地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。

この意見書（案）は本町議会の議員会が加盟しております北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの要請により前例によりまして議員会の正副会長名で提出されたものであります。

よって、お諮りいたします。質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎意見書案第 8 号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 23、意見書案第 8 号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 意見書案第 8 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など本道漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。加えて東日本大震災により我が国の漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によっ

て水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネルギー操業に取り組むなど日々努力を重ねているものの事態は漁業者の努力の範疇を超えている。農林漁業の用途に供する軽油については時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含めこれ以上の負担の増加となることは漁業者をさらに廃業に追い込むこととなる。このような中道民に対する水産物の安定供給とともにこれに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国におかれては下記のとおり燃油税制に係る措置の堅持を図られるよう強く要望する。

記、漁業用燃油に係る軽油取引税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） 　　ただいま提出者から説明がありました。

この意見書につきましては胆振中央漁業協同組合からの要請により提出するものであります。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　　ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 8 号 漁業用燃油にかかる軽油取引税免税措置の堅持に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 　　全員賛成。

よって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎常任委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 　　日程第 24、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 　　所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

調査事項、（1）、分科会、①、総務文教分科会、NPO 法人お助けネットとの懇談。

②、産業厚生分科会、白老町民生委員児童委員協議会との懇談。

（2）、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査研究。議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。本委員会は所管事務調査として町内活動団体との懇談、議会広報の編集、発行及び広報広聴の調査研究等が終了したことから次のとおりその内容を報告する。

（1）、総務文教分科会。総務文教分科会は NPO 法人お助けネットとの懇談を実施した。なおその内容

については別紙活動報告書のとおりである。

(2)、産業厚生分科会。産業厚生分科会は白老町民生委員児童委員協議会との懇談を実施した。なおその内容については別紙活動報告書のとおりである。

(3)、小委員会。小委員会は議会広報 148 号の編集・発行、広報広聴の調査研究及び議会懇談会に関する調査を行った。広報広聴の調査研究では 8 月 22 日に札幌市で開催された議会広報研修会に参加し読まれ親しまれ議会活動が伝わるをテーマに議会広報の基本と編集技術を学んできた。住民とのつながりをより強く深くするための議会広報の役割とあり方については、住民の代表機関としての役割を果たすため住民が議会とのつながりを実感できるよう取り組むことが重要であり、住民本位の議会活動を前提に住民との直接対話、議会の情報公開、議会広報の充実を図るべきとの考えを共有することができた。またこのたびの研修を通じ議会の活動内容が住民に伝わるまでが議会活動であるとするならば、どんなにすばらしい取り組みもそれを住民が知らなければ評価はなきに等しいことを再認識したところである。広報編集の基本姿勢として住民は読まないことを念頭におくという言葉が印象的であった。そのためにも一目で内容が伝わるような見出しのつけ方、写真・図表の活用など視覚的に伝えることや住民が登場する企画、表紙や紙面構成の改善など住民が興味関心を持つ工夫が重要とのことである。住民が聞きたいこと知りたいことをわかりやすく伝える、議会を身近に感じる住民目線の広報編集の必要性を強く感じたところである。以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に総務文教常任委員会、小西秀延委員長、報告お願いいたします。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、地域力の創造と地域の再生における外部人材の活用について（地域おこし協力隊、集落支援員等）

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。本委員会は総務省による地域力の創造、地方の再生を目的とした地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用について調査を行ったのでその結果を報告する。（1）、制度の概要。①、地域おこし協力隊。ア、地方都市から住民票を移し地域に住み込んで地域協力活動に従事する隊員で地域行事などのコミュニティ活動の応援、地域ブランドや地場製品の開発・販売、住民の生活支援、環境保全活動、農林水産業への従事など幅広い活動が可能。

イ、地域協力活動を行う期間はおおむね 1 年以上 3 年以内で受け入れ自治体に特別交付税の財源措置がある（報酬等 200 万円上限プラス活動費 200 万円上限）。

ウ、自治体は設置要領等を策定し隊員を募集・委嘱する（募集にかかる経費に対し 200 万円上限の特別交付税措置がされる）。

エ、隊員期間中に技術・ノウハウ等を取得し期間終了後も引き続き定住自立することが望ましいとされている。

②、集落支援員。ア、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が自治体からの委嘱を受け町職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回・状況把握を実施する。

イ、支援 1 人当たり 350 万円以上を上限に特別交付税措置がある（他の業務との兼任の場合 1 人当たり

40万円、期限要件は現時点ではない）。

(2)、制度の運用状況は下表のとおりであります。

(3)、本町における制度活用の検討例等。全国の先進事例（長野県木島平村・新潟県十日市町・新潟県上越市）及び管内自治体（厚真町）の取り組みの状況を踏まえ、未導入の自治体としての本町の現状（地域課題・ニーズ解決のための動き等）における検討例と課題が示された。

①、制度活用の検討例。ア、畜産業の後継者・担い手不足。高齢化や後継者確保の問題が慢性化しており若手生産者の育成、町内における新規就農の促進。

イ、商店街等の衰退・空洞化。商店街の衰退・空洞化に対して若い世代を巻き込んだ商店街の復興、新規起業（出店）。

ウ、地域内高齢者の孤立・地区（地域）コミュニティ力の低下、人材減少・地域力（コミュニティ機能等）低下などの課題が発生しており実情を網羅する計画の策定、官民一体となった協働のまちづくりの深化。

②、導入検討を進める上での課題。ア、地域課題、誰が何をしてほしくて協力隊支援員を募るのかという地域課題・ニーズの整理。

イ、受入態勢。生活条件の整備、定住に向けた見通しの共有、隊員を孤立させない体制の整備と設置要綱等の整備。

ウ、定住・自立。隊員期間終了後の定住・自立を促すことができる環境の整備。

(4)、委員会の意見。本制度については本町において具体的な導入の検討を行っていないものであるが、全国、全道、近隣の自治体の導入実績を見る限り地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることと地域の活性化、地域力の維持・強化につなげていこうとする意欲が感じられるほか実際に定住につながるなど効果が出ている。全国の地方自治体において人口減少、高齢化が大きなまちづくりの課題となっている中、都市の人材を活用することで地域の持つ課題・ニーズを改善する制度であるとともに地方の地域振興策に対する取り組みを促し、課題解決に向けた地域力の発揮を即する制度であり導入に向けた積極的な検討が必要と考える。本委員会において具体的な制度活用の事業を提言するまでには至らなかったが制度導入の参考例として示された本町の課題に対して先進地の成功例を参考にしながらニーズ調査により解決すべき問題を明確にするとともに、その課題を住民・関係者・事業者と共有し協力体制の構築など十分な検討を行い地域の活性化に向けた取り組みとなるよう努力されたい。なおこの制度を導入する場合は都市から人材を誘致するものであることから受け入れの条件・協力体制等を明確にした要綱を整備して進めるべきである。以上であります。

○議長（山本浩平君） 引き続きまして産業厚生常任委員会、西田祐子委員長報告願います。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務等の調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、地域福祉と福祉団体のあり方について。(2)、2次産業における既存企業と誘致企業の現状について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、参考人の職氏名、7、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりです。

8、調査結果及び意見。本委員会は地域福祉と福祉団体のあり方について及び2次産業における既存企業

と誘致企業の現状についての2件について調査を行ったので結果を報告する。

(1)、地域福祉と福祉団体のあり方について。白老町は高齢者や障がい者などを対象とした事業活動を実施している団体に補助金を支出しており、26年度予算では一般財源ベースで社会福祉協議会に約2,933万円、民生委員・児童委員会協議会に83万円、地域活動支援センター(四ツ葉作業所)に750万円、高齢者クラブ連合会に107万円、高齢者事業団に152万円などとなっている。このうち今回の所管事務調査では社会福祉協議会と高齢者事業団の2団体から参考人を招致して団体の概要や活動状況について説明を受けた。また民生委員・児童委員協議会については別に産業厚生分科会として懇談を行った。

社会福祉協議会は高齢者や障がい者の在宅支援を支援するために訪問介護や通所介護事業、配食サービスなどを実施している。また腎機能障がい者通院支援として約1,065万円、配食サービス1,585万円の委託業務を町から受託している。同協議会の25年度予算約1億8,000万円のうち介護事業が約1億2,000万円となっている。白老町社会福祉協議会は昭和27年に設立され地域の人々が住みなれたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指したさまざまな活動を行っている。

高齢者事業団は長年培ってきた能力や経験を生かした仕事を通じて生きがいづくりや社会参加を図りたいという高齢者に対して臨時的、短期的な仕事を提供し仕事の内容や就労の実績に応じて報酬を支払っており高齢者の雇用や交流の場となっている。

民生委員・児童委員協議会の委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努め健全な地域社会づくりを目的として活動している。また地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行っている。昨年3年に一度の一斉改選があり57名のうち55名が決定し活動しているが欠員となっている2地区は近隣の民生委員が兼務している状況である。

四ツ葉作業所は障がいを持つ人たちの社会参加や社会的自立を支援し障がい者と健常者の協働を推進するとともに、地域福祉の向上に寄与することを目的としめ縄、軒花などの制作活動を行っている。

高齢者クラブ連合会は24のクラブで会員1,021名が生きがいや健康増進を図り多様な社会活動を通じて交流を深めることを目的としてねりんピックへの参加やチャリティー芸能会の開催など多くの活動を行っている。会員の高齢化も進んでいるが孤食対策やふれあいサロンなど高齢者の交流の場となっている。

委員会の意見、社会福祉協議会において当初町内には民間参入の事業所がなかったホームヘルプサービスやデイサービスなど福祉・介護サービスを先駆的に実施してきたことは高く評価するものである。また高齢者事業団も高齢者の生きがいづくりと雇用の場を生み出し地域福祉に貢献してきた。平成12年の地域福祉法の改正や介護保険制度の導入により利用者本位の考え方、利用者が主体的に選びサービスを受けられるようになり福祉のあり方が大きく変わった。しかし介護保険サービスは高齢者ケアの断片的な部分を担うものであり高齢者の生活の全てをカバーできるものではない。安全で快適な生活を営むためには多面的な生活支援や住みよい住居環境が確保されていることが条件となる。仮に要介護状態になったとしてもそれ以上重篤にならないほうがいいわけであるから、長期的視野に立つと介護予防事業や生活支援事業の取り組みが今後一層重要になってくる。配食サービスは特に独居高齢者の健康づくりや体力維持のために欠くことのできない極めて効率的なサービスである。また北海道のような降雪地帯において除雪サービスが大切であり、転倒や除雪作業による事故を未然に防ぐことができ閉じこもり防止にもなる。図らずもこのような方々のニーズに応じて冬は除雪、春から夏にかけては草刈りや草取りなどを行ってきたのが高齢者事業団である。高齢者

は身体機能の低下とともに外出が少なくなり外部から寸断されることが多い。介護保険上ではケアマネジャーによるケアプランの支援サービスは確立されるものの買い物や病院その他人間らしい生活をする上では行動の継続性が必要であり、そのつなぎ役になる移送サービスの重要性を再認識して高齢者支援の基盤整備を進めなければならない。このように介護保険基本サービスの体系に分類されなかったサービスの重要さが一層浮き彫りになってきていると思われる。高齢社会の支援策として平成7年に施行された高齢者社会対策基本法では国民誰もが長寿を喜び、高齢者が安心して暮らせる社会形成をうたったものであり、第4条では地方公共団体は国と協力しつつ当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると明記している。このことから高齢者福祉も介護対策だけではなく生活支援。生活の質の向上を目指したものでなければならないといえる。しかしどんなにより制度をつくってもそこにたどり着かない住民がいるし、地域との関係を拒否したり家族の中で抑圧されて孤立するなど地域に潜在するニーズは多い。公的施策の充実のみではこれらの人々を社会的な支援の輪に乗せていくことは不可能であるし制度の限界もある。地域住民、ボランティア、NPOなど多様な主体の参画により形式ばらないプライベートな生活問題に密着した地域のサポート活動がより活発に取り組みられ公と私の関係者が協働する福祉のまちづくりへと発展させていくことが今日的な課題である。そのためには社会福祉協議会が地域住民と福祉ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、民間企業などが結集する福祉のまちづくりセンターとしての本来の機能をより強化して活動の活性化を図ることが不可欠である。まちは今後住民のニーズ調査をもとにした実行計画を策定し具体的に各福祉団体が取り組むべきことを示すべきである。それに合わせて利用者が真に求めるサービスを提供する福祉団体となるよう指導しなければならない。また民間サービス事業者の参入を促しNPOへの積極的な介入やアプローチをして地域社会を支える組織として育てていくべきである。

(2)、二次産業における既存企業と誘致企業の現状について。白老町の産業における現状として一次産業は後継者不足が深刻化している。二次産業は旧大昭和製株式会社との合併、合理化と旭化成グループの撤退により就業人口の減少、三次産業は近隣市の大型店への購買力の流失、景気低迷に伴う観光客入込数の減少など多くの課題を抱えたまま現在に至っている。二次産業における事業所と就業者数の推移は別表のとおりである。日本標準産業分類によれば二次産業とは鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をいう。鉱業の現状は羽田空港滑走路の拡張や東日本大震災の復興事業に伴う骨材の需要増により別表のとおり移出量は高い水準で推移しているが今後は燃料費高騰により輸送コストの増高など経営圧迫が懸念される。また砂や砂利は無尽蔵にあるものではなく将来的に需要に見合う物量が採取できるか見通せない状況にある。

建設業が平成元年には町内の建築確認申請数が360件あったが、平成25年には52件うち町内業者施工は23件である。公共事業や新築工事の減少により事業の縮小や廃業に追い込まれた事業所もある。加えて技術者の高齢化が進んでおり若手技術者の育成も喫緊の課題となっている。

製造業は昭和55年の124事業所、製造品出荷額は平成2年の約1,142億円をピークに平成22年度では56事業所、製造品出荷額は619億円と減少の一途をたどっている。本町では平成初期から石山工業団地約62ヘクタール、石山特別工業地区約11ヘクタールを造成し、さらに地方港湾背後地に工業用地を整備し企業誘致活動を展開してきた。この結果各工業団地への企業進出や雇用の拡大などバブル期には一定の成果を上げたが、現在は企業進出が進まず多くの未売却地を有しており港の有効活用も視野に入れた企業誘致活動が今後の課題となっている。

雇用の現状としては特に食品製造業や水産加工場などのパート従業員のほか二次産業と密接な関係にある



運送業界の人材不足が深刻であり、加えて労働者年齢の高齢化、若者の町外流失が大きな課題となっている。その要因として生計が立てられる正規雇用の求人が少なく短時間低賃金のパート労働者の求人が多いことがあげられる。北海道においては食料基地としての食品製造業が多く本町も同様である。商品単価を抑えるため徹底したコスト削減を進める中で正規雇用者をパートに転換するなど人件費の抑制を図っているが正規雇用を求める求職者とのミスマッチから人材不足を脱却できない負のスパイラルに陥っている。

まちでは白老町産業（商業・観光）振興計画策定事業（仮称、白老町地域力活用新事業・事業化検討調査事業）を進めるとしている。目的は2020年度のアイヌ文化振興などに関する民族共生の象徴となる空間及び国立博物館の開設に向け、食材王国しらおいの取り組みをはじめとした商業・観光振興策を総合的かつ計画的に実践するため、滞留・滞在機能の強化、6次産業化、商店街・商業施設への来訪者の誘導と受け入れの三つの柱を基本方針に定め現状と課題を踏まえたうえで実効性を伴う基本施策やリーディングプロジェクト（優先的かつ重点的に進める事業）等立案するものである。

内容は①、地域の概要把握として社会・経済・環境などの調査、ポロト地区整備に係る現状調査、地域活性化における課題を整理。②、地域活性化の目標及び基本方針の設定。③、地域力活用方策の立案。④、リーディングプロジェクトの立案では特産品開発、6次産業化の拠点整備（道の駅）・街中観光拠点から大町マルシェ整備・宿泊機能強化を検討し具現化する。⑤、実現方策として推進体制、実施主体と事業手法、財源の確保を検討し明らかにするとしている。

委員会の意見。本所管事務調査は二次産業中心に産業の実態把握をすべく調査を行ったものであるが、当町の産業構造は一次産業から三次産業まで広範囲に及びまたそれぞれが密接に関連し合っていること踏まえ調査報告するものである。

①、今後の産業振興策の立案にあたっては一次、二次、三次産業それぞれの生産高（牛・椎茸・野菜などの農業出荷額、水産水揚げ額、工業製造品出荷額、商品販売額）事業所数、就労者数の推移など統計データを詳細に把握すべきである。その上でしっかりと分析を行い課題を明確にしていくことが肝要である。例えば今回の調査資料では建設業を一まとめにしているが建築業・土木業・設備業などそれぞれに分けたデータに基づいて考えるべきである。建築業は地元工務店と町外のハウスメーカーとの競争が激しい状態であるが、設備業は老朽管更新などの公共工事により一定の受注があるなど業種によって経営環境や抱える課題はさまざまでありそれぞれ個別の対策が必要となる。

②、技術者・労働者の高齢化が深刻になっているが加えて工場の施設や機械設備、トラックなどの老朽化も進んでいると考えられる。高齢化と老朽化は生産性の低下を招く大きな課題であり若年層の雇用や設備の更新といった視点についても対策が必要である。

③、6次産業化の推進にあたりそれぞれ特産品の生産高、生産体制、販路など具体的な数値や課題を明確にし進めるべきである。白老町には椎茸や虎杖浜昆布などまだまだ付加価値を高め得る特産品あり生産者や事業者と連携し新たな加工品製造につなげていけるようにするべきである。

④、事業所数、就業者数、出荷額など多くの業界においてピーク時から半減している今行政が効果的かつスピーディーな対応をしてこなかったと言わざるを得ない。衰退をとめられなかった事実を受けとめその反省の上にこれまでの産業振興策を総括すべきである。

白老町産業（商業・観光）振興計画策定にあたり留意すべき点は以下の記載のとおりである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではこれをもって報告済みといたします。

---

### ◎政策研究会の中間報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 25、政策研究会の中間報告について。

新しい予算編成方法に関する政策研究会から中間報告を求められております。

お諮りいたします。

これを報告することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、新しい予算編成方法に関する政策研究会、氏家裕治座長、中間報告をお願いいたします。

〔新しい予算編成方法に関する政策研究会 氏家裕治君登壇〕

○新しい予算編成方法に関する政策研究会座長（氏家裕治君） 政策研究会の調査報告（中間報告）について。

本政策研究会は白老町における新しい予算編成方法に関してこれまでの調査研究の経過等について次のとおり中間報告を行う。

記、1、設置目的。本政策研究会は本町の厳しい財政状況を鑑み将来の財政負担に配慮しながら限られた財源を効率よく配分し必要な行政サービスを提供することが必要となっていることから新しい予算編成方法を研究するとともに議会による予算審議の充実を図るため設置するものであります。

2、委員名、3、説明のために出席した者の職氏名、4、職務のために出席した者の職氏名、5、調査日程は記載のとおりでございます。

6、調査研究の経過。本政策研究会では新しい予算編成方法のあり方としてこれまで大きく4項目について検討を進めてきて。それぞれ概要は次のとおりである。

（1）、予算審議の活性化・充実。予算審議の活性化・充実を図るために議員の政策立案能力の向上と意識改革さらに議論を尽くす仕組みづくりとして予算案の事前説明の持ち方、予算提案方法や審議方法の見直しといったことが課題として挙げられた。また改善に向けた方向性（取り組み）として議会との模擬的な予算編成の実施、審議機関や制限等の見直し、政策検討会議の設置などが考えられる。

（2）、予算編成過程における議会のかかわり方。予算編成過程における議会のかかわり方ではコンクリートされる前に意見を反映する方法、予算と決算の連動性など課題として挙げられた。改善に向けた方向性として予算編成前の協議の場、編成途中での協議の場、事業評価結果（成果・課題）の検証、議会による事業仕分けの実施などが考えられる。

（3）、予算編成の仕組み・会計システムの見直し。予算編成の仕組み・会計システムの見直しでは将来を見通した予算編成、責任を明確化する予算編成、活力を与える予算編成のあり方が課題として挙げられた。改善に向けた方向性として複式簿記の導入に向けた体制づくり、ライフサイクルコストの明確化、基金積み立ての事業化、若い職員の夢を予算化する仕組みなどが考えられる。

(4)、町民参加、情報共有。町民参加、情報共有については広報の充実(町民にわかりやすい予算審査、広報の方法)、広聴(町民意見をくみ取る場)の充実、町民の主体的な参画(協働のまちづくり意識の高揚)が課題として挙げられた。改善に向けた方向性として予算編成過程(事業のランクづけ等)の公開、町内会連合会(まちづくり懇談会等)の活用、連携、町民アイデアの募集、町民意見の反映・予算化などが考えられる。

先進地視察について。当研究会では先進地調査として本年7月16日にニセコ町における予算編成に関する情報公開の取り組みについて視察を行ったのでその結果を報告する。ニセコ町では平成7年度から町民向け予算書を発行し毎年全戸配布している。当初は主要施策の概要として40ページほどのものであったが翌年度からはもっと知りたいことしの仕事に改称し内容も主要施策だけでなくまちの全ての事業を掲載し予算の使い道を明らかにしたほか、財政状況、町債、基金の状況、町長や職員の給料なども掲載し現在では200ページを超えるまちの総合情報誌となっている。また役場で行う会議は原則公開としており予算編成過程における事業ヒヤリング、予算ヒヤリング(町理事者への各課プレゼン方式による予算要求説明)も一般公開し、行政をガラス張りにし町民への情報公開を徹底している。町民の反応としても情報公開を徹底することでまちや議会に対する一定の安心感につながっているとのことであり、今後本町においても大いに参考すべき取り組みであると考えられる。

7、まとめ。本研究会ではこれまで11回にわたる会議を行い新たな予算編成方法のあり方について議論してきた。会議を行うたびに新たな視点や課題など潤達な意見が出され改めて本調査項目の重要性と奥深さを認識したところである。このため今回の中間報告では細部にわたる具体的な提言までには至らなかったが今後さらに調査研究を進め一定の方向性を示していきたいと考える。もとより新たな予算編成方法のあり方については本研究会のみで実践できるものではなく町議会並びに行政の理解と協力が不可欠である。本町の厳しい財政状況に鑑み早期の健全化と安定した町財政運営のために思いを一つに議会と行政が一枚岩となって取り組んでいけるものとしていきたい。以上であります。

○議長(山本浩平君) ただいま政策研究会から中間報告がございましたが、この中間報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) この件について質問します。前段で各常任委員長から膨大な報告があつて、また今政策研究会の座長からも報告があつて、これだけ議員が勉強しているのに同僚議員が何もいわないということもどうかと思いますのでやはり1つだけ質問します。

氏家座長のほうから報告がありました。内容の質問ではなくて、これまで11回やったということに対しては非常にご苦労様でした。中間報告ですからこの程度だと思ふのですけれども、2ページの(1)で予算審議の活性化の充実について、非常にいい課題として取り組みをしなければならないと挙がっています。今前半ですから後段あると思ふのですけれども、過去議会でも公ではないけれども議員の中で予算審査や決算委員会をやるにしては特別委員会ではどうなのだろうと。このような議論がされていましたがこういう予算委員会や決算委員会を全員常任委員会化して、ここでいっている議員の政策立案能力、予算説明の持ち方そして議論を尽くす仕組みづくり、それがそこにくるのかと思ふのですけれどもその辺については前段で議論されたのか。あるいは後段でそういうことを議論されて提言されるのか。その辺だけ伺っておきたいと思ふます。

○議長(山本浩平君) 氏家裕治座長。

○新しい予算編成方法に関する政策研究会座長（氏家裕治君） 前田議員の今いわれるとおりに本来であれば各常任委員会の活動が充実されて例えば条例提案または政策提言等々ができることが望ましい。それはあるべき姿だと思います。ただ本政策研究会の中での課題とか取り組みというのはそこに至るまでの道筋をどうつけていくのかということをもまずは提言していきたい。そのための方向性づくりと申しますかそういったことについての議論を深めていきます。ですから今前田議員がいられているとおりに特別委員会だとか、それから各常任委員会活動の充実によって今当政策研究会でやっていることが各常任委員会の中でも充実活性化されることによってはすばらしい議会活動につながっていくと思いますので、そういった部分について道筋をどう示していくのかということ本政策研究会の中で示していければと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございませんか。

それではこれをもって政策研究会の中間報告済みといたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第 26、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査につきまして報告いたします。

各常任委員会の委員長から委員会規則第 17 条の規定によりお手元に配付いたしました通告書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会におかれましては調査方よろしく願いをいたします。

次に皆様には要望書等 6 件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出されいづれも重要事項の解決要望を趣旨といたしましたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜りそれぞれの立場でしかるべき措置をいただくことをお願いいたします。

---

### ◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第 27、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため 9 月 30 日まで休会となっておりますがこの後休会日を変更して明日 25 日から明年 1 月 5 日までの 103 日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日 25 日から明年 1 月 5 日までの 103 日間を休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4 時 05 分）